

保険適用でピロリ菌を除菌するには、胃カメラまたはバリウム検査で慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍などの所見を確認しなければなりません。それらの所見があり、ピロリ菌が陽性の場合には保険で除菌治療を受けることができます。すでに人間ドックや健康診断で慢性胃炎と診断されている場合は、胃カメラ検査を受けなくても保険でピロリ菌の検査や除菌治療が受けられますので、受診をする際は必ず結果表をお持ち下さい。



●人間ドック・健康診断の結果、慢性胃炎の診断がある場合

結果表の診断内容が確認できれば、ピロリ菌の感染を調べる事ができます。

ピロリ菌陽性の場合には除菌治療が受けられます。

●人間ドック・健康診断の結果で慢性胃炎とピロリ菌陽性の診断がある場合

結果表の診断内容が確認できれば、除菌治療が受けられます。

●人間ドック・健康診断の胃の検査が異常なしで、ピロリ菌陽性の診断がある場合

胃カメラ検査で慢性胃炎などの所見を確認してから除菌治療を行います。

*ワンポイント

▲ 検診で行う血液検査のピロリ菌検査は、除菌が済んでいる人には無効です。

▲ 過去に感染があるので、現在ピロリ菌がいなくても抗体が陽性になるからです。

除菌治療のあとは、ピロリ菌がきちんと除菌できたかを確認します

除菌薬を飲み終わってから4週間以上経過してから、除菌が成功したかどうかの検査を行います。尿素呼気試験という検査で、検査用の薬を飲んで10分後に吐き出された息（呼気）を調べてピロリ菌が除菌できたかどうかを判定します。検査にかかる時間は30分位ですが、検査結果が出るのに5日間程度かかります。

検査する日は・・・

- ・朝食は摂らず、朝のお薬は全て中止して下さい。
- ・コーヒー、牛乳など、水以外のものは飲まないで下さい。
- ・喫煙はしないで下さい。

※タケキャブ、タケプロン、パリエット、ネキシウム、ガストローム

を内服している場合は、検査の2週間前から内服を中止していただきます。



1回の治療で除菌ができない場合は、違う薬を使って2回目の除菌治療を行います。
ピロリ菌が除菌できたか、きちんと検査を受けましょう。